

大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正（大垣市税条例（昭和25年条例第24号））

改正案	現 行
（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>） 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者 _____ _____（以下この条において「公的年金等	（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) その他施行規則で定める事項 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者<u>若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金

改正案	現 行
受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項 2～5 略 (法人の市民税の申告納付) 第32条の11 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> 3～17 略 (固定資産税の納税義務者等) 第36条 略 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若	等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) その他施行規則で定める事項 2～5 略 (法人の市民税の申告納付) 第32条の11 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> 3～17 略 (固定資産税の納税義務者等) 第36条 略 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若

改正案	現 行
しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は<u>登録がされている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3 略 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、<u>固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができ</u>る。 <u>この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u> 5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)</u>には、その使用者を所有者とみなし	しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は<u>登録されている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。 3 略 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、<u>これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</u>

改正案	現 行
<u>て、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u>	
<u>6</u> 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には当該仮換地等又は仮使用地について使用し又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地	<u>5</u> 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては当該仮換地等又は仮使用地について使用し又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従

改正案	現 行
について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は<u>登録がされている</u>者をもって仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもってそれぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は当該換地又は保留地を取得した者をもって、当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。	前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は<u>登録されている</u>者をもって仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもってそれぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし換地処分公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は当該換地又は保留地を取得した者をもって、当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。
<u>7</u> 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係	<u>6</u> 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係

改正案	現 行
る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定する者を除く。)<u>をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</u> <u>8</u> 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 (固定資産税の課税標準) 第36条の2 略 2～8 略 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第55条の3において同じ。)に対して課す	る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定する者を除く。)<u>をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</u> <u>7</u> 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 (固定資産税の課税標準) 第36条の2 略 2～8 略 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第55条の3において同じ。)に対して課す

改正案	現 行
る固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。	る固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (<u>法第349条の3第27項</u>等の条例で定める割合)	10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (<u>法第349条の3第28項</u>等の条例で定める割合)
第36条の3 <u>法第349条の3第27項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 3 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>現所有者の申告</u>)	第36条の3 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 2 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 3 <u>法第349条の3第30項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
第55条の5 <u>現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>は、<u>現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつ</u>	

改正案	現 行
ては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係) (2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u> (3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> (固定資産に係る不申告に関する過料) 第56条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第55条の3若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し10万円以下の過料を科する。 2～3 略 (たばこ税の課税免除) 第78条 略 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。 3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販	(固定資産に係る不申告に関する過料) 第56条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第55条の3又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 2～3 略 (たばこ税の課税免除) 第78条 略 2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類

改正案	現 行
売業者等が市長に<u>施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u> <u>4</u> 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第74条の2の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続) 第80条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第78条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たば</u>	を提出しない場合には、適用しない。 <u>3</u> 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第74条の2の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続) 第80条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第78条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たば</u>

改正案	現 行
この品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等) 第132条 略 2～5 略 6 <u>第36条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第132条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。 (都市計画税の納税義務者等) 第151条 略 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(<u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項</u>)の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	この品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等) 第132条 略 2～5 略 6 <u>第36条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第132条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。 (都市計画税の納税義務者等) 第151条 略 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(<u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項</u>)の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

改正案	現 行
第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2～3 略 (読替規定) 第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>法附則第15条から第15条の3の2まで</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 略 <u>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2～3 略 (読替規定) 第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>法附則第15条から第15条の3の2まで</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第8条の2 略 <u>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>3 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>

改正案	現 行
<u>5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>13 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>14 法附則第15条第38項(固定資産税に関</u>	<u>6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>15 法附則第15条第40項(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。</u> <u>16 法附則第15条第44項(固定資産税に関</u>

改正案	現 行
する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
<u>15 法附則第15条第39項</u>(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>17 法附則第15条第45項</u>(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>16 法附則第15条第41項</u>に規定する市の条例で定める割合は、0とする。	<u>18 法附則第15条第47項</u>に規定する市の条例で定める割合は、0とする。
<u>17 法附則第15条第47項</u>(固定資産税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	
<u>18 略</u> (宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)	<u>19 略</u> (宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)
第10条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準	第10条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準

改正案	現 行
となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合	準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした

改正案	現 行
における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標	場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税

改正案	現 行
準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 (農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第11条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。 (農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第11条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
略 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)	略 (法附則第15条第40項の条例で定める割合) 第13条の3 法附則第15条第40項(都市計画税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)

改正案	現 行
第13条の3 <u>法附則第15条第38項</u>(都市計画税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)	第13条の4 <u>法附則第15条第44項</u>(都市計画税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第45項</u>の条例で定める割合)
第13条の4 <u>法附則第15条第39項</u>(都市計画税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第47項</u>の条例で定める割合)	第13条の5 <u>法附則第15条第45項</u>(都市計画税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
第13条の5 <u>法附則第15条第47項</u>(都市計画税に関する部分に限る。)に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)
第14条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第18項</u>を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める	第14条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(<u>第19項</u>を除く。))又は<u>法附則第15条</u>から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

改正案	現 行
率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であると	る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は</u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は</u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であると

改正案	現 行
きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは</u>、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)<u>又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは</u>、当該額に	ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは</u>、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは</u>、当該額に

改正案	現 行
これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 第15条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 第15条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
略 (都市計画税に関する読替規定) 第16条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第	略 (都市計画税に関する読替規定) 第16条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は

改正案	現 行
33項」とあるのは、「若しくは<u>第33項又は附則第15条から第15条の3まで</u>」とする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第17条 附則第10条の規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2<u>又は附則第15条から第15条の3まで</u>の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第138条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条に規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第138条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項に規定する価格</u>」とあるのは「<u>令第54条の38第1項に規定する価格</u>(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲	第34項」とあるのは、「若しくは<u>第34項又は法附則第15条から第15条の3まで</u>」とする。 (特別土地保有税の課税の特例) 第17条 附則第10条の規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2<u>又は法附則第15条から第15条の3まで</u>の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第138条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条に規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第138条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項に規定する価格</u>」とあるのは「<u>令第54条の38第1項に規定する価格</u>(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲

改正案	現 行
渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第23条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)～(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に	渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第23条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)～(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に

改正案	現 行
対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略	対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略

第2条による改正（大垣市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第10号））

改正案	現 行
（個人の市民税の非課税の範囲） 第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第34条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）	（個人の市民税の非課税の範囲） 第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第34条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は</u> <u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）